

# ☆ 緊急通報装置のご案内 ☆

在宅で生活しているひとり暮らしの高齢者で、健康や緊急時に不安を感じておられる方に緊急通報装置を貸与します。

急病や災害等の緊急時に、**緊急**ボタンまたはペンダントのボタンを押せば看護師などが常駐するコールセンターにつながり、必要があればすぐに消防署に通報されます。

また、**相談**ボタンを押せば、看護師などにつながり、健康に関する相談をすることができます。

## ◆ 設置対象者

- ◎ 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ◎ ひとり暮らしの重度身体障害者
- ◎ 65歳以上の日中独居高齢者  
(要件あり)



## ◆ 自己負担額

各年度の世帯全員の所得税額により決定されます。 (緊急通報装置) (ペンダント)

- ① 非課税の方：無料
- ② 課税の方：課税額により、年額 4,000 円か 6,000 円の負担

## ◆ ご利用にあたって

### 1. 原則として、従来のNTT回線ご利用宅に限ります。

緊急時に使用する電話であることから、使用する電話回線は最も安定性が高いNTTのアナログ回線に限っています。

「承諾書」を提出していただければ、その他の電話回線を利用されている方でも利用することができますが、下記のような不具合が発生する可能性があります。

- ① 緊急ボタンや相談ボタンが起動しない、保守情報（停電・バッテリー切れ・復電通報等）が実施されない
  - ② インターネットの接続スピードが落ちる
  - ③ 電話の音声に雑音が入る等の電話回線による障害が生じる
- ### 2. ペンダントは本体から電波の届く範囲でご使用ください。
- ### 3. ご注意いただくこと
- ① 利用が決定した際は、利用者の個人情報緊急通報システム管理業務受託業者及び民生委員に通知します。
  - ② 緊急通報装置の一部もしくは全部を破損又は紛失したときは、直ちに島本町に申し出た上、責任をもって復元していただきます。
  - ③ 緊急通報にともなう活動により、利用者の住居等の一部に破損を生じた場合は、その復元に要する費用は利用者の全額負担となります。

(裏面へつづく)

## ◆ 申請方法

---

次の用紙に記入し、提出していただきます。（用紙は、役場1階 高齢介護課で配布。）

- ① 申請書
- ② 誓約書
- ③ 緊急連絡先受諾書
- ④ 協力員受諾書・・・3枚（親族や近所の方・お知り合い、すぐに連絡の取れる方）
- ⑤ 台帳記載用紙
- ⑥ 承諾書（NTTアナログ回線以外の場合のみ）
- ⑦ 申立書（日中独居高齢者の場合のみ）

## ◆ 決定通知

---

審査の上、利用の可否を決定し、通知文書（決定もしくは却下）を郵送します。  
その後、利用者と業者で日程調整をしていただき、ご自宅に装置を設置することとなります。

## ◆ 申請内容に変更があったら

---

次にあてはまる場合は、「変更届」の提出が必要です。

- ① 利用者の住所変更（町内転居）
- ② 利用者の電話番号変更
- ③ 協力員の変更（氏名・続柄・連絡先）
- ④ 緊急連絡先の変更（氏名・続柄・連絡先）

## ◆ 装置を返却していただく場合

---

次にあてはまる場合は、「撤去依頼書」とともに装置を返却していただきます。

- ① 利用者の町外転出
- ② 利用者の死亡
- ③ 同居によりひとり暮らしでなくなる
- ④ 施設や病院に長期入所・入院する
- ⑤ その他

### 【問合せ】

島本町 健康福祉部 高齢介護課  
（役場1階）

TEL：075-962-2864

FAX：075-962-5652